

産業廃棄物処理計画書	
令和8年 6月19日	
東大阪市長 殿	
提出者	
住 所	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目一番一号
氏 名	日本精線株式会社 代表取締役社長 利光 一浩 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号	06-6222-5431
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本精線株式会社 東大阪工場
事業場の所在地	大阪府東大阪市西鴻池町4-3-27
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	23:鉄鋼業
②事業の規模	製造品出荷額: 9,622 百万円
③従業員数	82名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

・別紙-2参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度(令和7年度)実績】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・廃水処理施設の更新(H25年11月から稼働)により、スラリー濃縮化を安定的に維持、継続中。		
②計画	【目標】 別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	・スラリーが発生する受注が増加見込みであるが濃縮化を安定的に維持できる条件出しを行う。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	・廃プラスチック、廃油、木屑、ガラス屑、金属スラッジ、廃潤滑剤はそれぞれに分別、保管をしている。それ以外の産廃は専用ダンプおよび運搬業者のバキューム車による引取りのため、分別は必要としない		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)		
	・現状維持とする		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(令和7 年度)実績】 別紙のとおり			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		t	
	(これまでに実施した取組)			
	・特になし			
②計画	【目標】 別紙のとおり			
	産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		t	
	(今後実施する予定の取組)			
	・特になし			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(令和7 年度)実績】 別紙のとおり			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		t	
	(これまでに実施した取組)			
・無機性汚泥の社内中間処理における脱水処理で、脱水機の変更により残量の削減にて、委託処理量を抑制継続。				
②計画	【目標】 別紙のとおり			
	産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		t	
	(今後実施する予定の取組)			
・継続してスラリー濃化のため、脱水条件(濾過材の見直し模索)出しを予定。				

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度(令和7 年度)実績】 別紙のとおり			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
	・特になし			
②計画	【目標】 別紙のとおり			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
	・特になし			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度(令和7 年度)実績】 別紙のとおり			
	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t
	再生利用業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
	・優良処理業者への委託最大化及び、再生利用業者への処理委託を継続。			

(第5面)

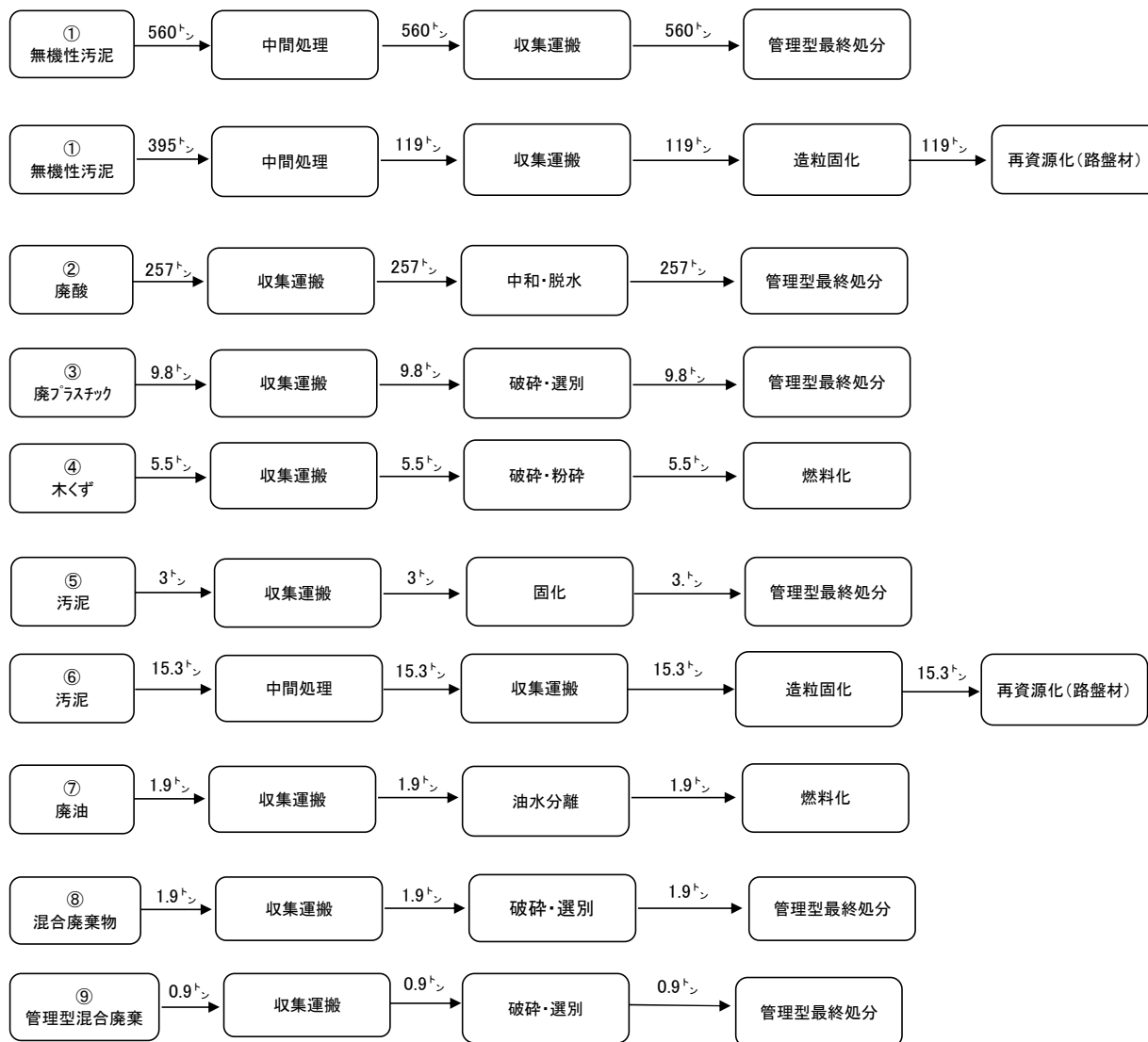
②計画	【目標】 別紙のとおり			
	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量	552.9	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	393.4	t	t
	再生利用業者への処理委託量	132.6	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
	・優良認定取得の産廃業者拡大(織り込み)と新規、再生利用業者(無機汚泥他)への処理委託を計画(再生可否は不透明のため、織り込まない)。			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

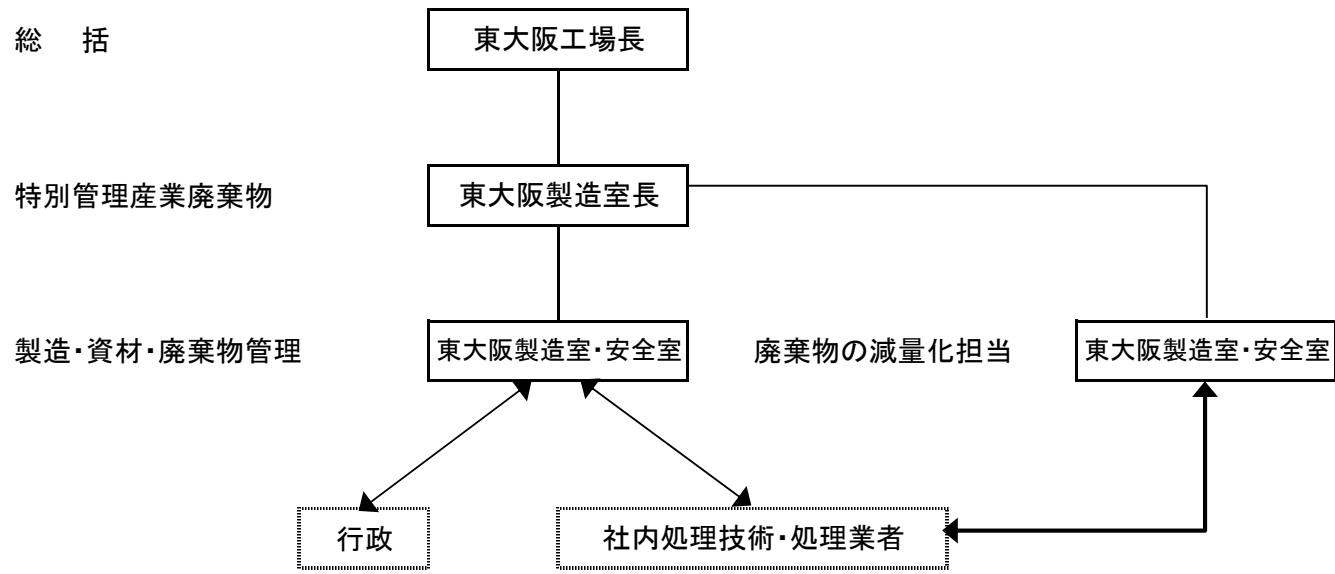
1. 産業廃棄物の一連の処理の工程

別紙1



2. 管理体制図

別紙2



<役割>

担 当	役 割
工場長	・ 総括産業廃棄物責任者 ・ 産業廃棄物管理責任者および各担当部署への指示
製造室長	・ 産業廃棄物管理責任者 ・ 産業廃棄物の適正管理および減量化に関する指示 ・ 処理施設の定期的監査
製造室・安全室	・ 製造、資材、産業廃棄物の適正管理 ・ 産業廃棄物の種類、性状、発生量、排出量および中間処理、処理委託費用の把握 ・ 産業廃棄物委託契約、マニフェスト管理 ・ 排水処理設備、脱水設備の維持管理点検等 ・ 産業廃棄物の分析および環境事象の分析、記録 ・ 委託中間処理および最終処分場等の把握、監査 ・ 産業廃棄物の減量化に関する技術業務 ・ 上記内容の工場長への報告

前 年 度 【令 和 7 年 度】 実 績

産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況															⑪＝①-②-③-④+⑤-⑥-⑦＝⑩+⑪+⑫+⑬			⑫+⑬ ⑪優良認定処理業者 への処理委託量(t) ⑫自ら再生利用 を行った量(t) ⑬自ら埋立処分又は海洋 投入処分を行った量(t)		
		①排出量 (t)	②自ら直接 再生利用した量 (t)	③自己直接埋立 処分又は海洋投 入処分した量(t)	④自ら中間処理した (t)	⑤④のうち 熱回収を行った量 (t)	⑥自ら中間処理 した後の残量 (t)	⑦自ら中間処理 により減量した量 (t)	⑧自ら中間処理 した後再生利用 した量 (t)	⑨自ら中間処理した 後埋立処分又は海 洋投入処分した量(t)	⑩直接及び自ら 自己処理した後の 処理委託量 (t)	委 託 先 に よ る 区 分				⑪優良認定処理業者 への処理委託量(t)						
コード	名 称	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	(t)	⑪再生利用業者への 処理委託量(t)	⑫熱回収認定業者 への処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者以外の 熱回収業者への処理委託量(t)	⑭その他の中間処理 委託量(t)	⑮埋立処分委託量(t)	⑯の量と⑰の量を 合計したもの(自動 計算)	⑱の量と⑲の量を 合計したもの(自動 計算)				
コード 参照	産業廃棄物の種類	発生した産業廃棄物の種類ごとの量	①の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量	①の量のうち、中間処理をせず自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間処理した産業廃棄物の当該中間処理前の量	④の量のうち熱回収を行った量	⑥の量から⑤の量を差し引いた量	⑥の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量	中間処理及び最終処分を委託した量	⑭の量のうち、処理業者への再生利用委託量(⑪、⑬を除く)	⑮の量のうち、認定熱回収施設設置者である処理業者への焼却処理委託量	⑮の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	⑮の量のうち、委託して臨時等の中間処理した量(⑭～⑯を除く)	⑮の量のうち、直接委託して埋立て最終処分した量	⑮の量のうち、優良認定処理業者への委託処理量	②の量と⑧の量を合計したもの(自動計算)	③の量と③の量を合計したものの(自動計算)				
10220	①無機性汚泥	955.33			955.33	286.61	668.72			286.61	118.71			118.71	167.90	118.71	0	0				
20400	②廃酸	257.11					0			257.11				257.11		257.11	0	0				
30600	③廃プラスチック	9.80					0			9.80				9.80			0	0				
40800	④木くず	5.50					0			5.50	5.50			5.50			0	0				
50220	⑤汚泥	3.00					0			3.00				3.00		3.00	0	0				
60220	⑥汚泥	15.34					0			15.34	15.34			15.34		15.34	0	0				
70300	⑦廃油	1.85					0			1.85				1.85			0	0				
80600	⑧混合廃棄物	1.93					0			1.93				1.93		1.93	0	0				
92200	⑨管理型混合廃棄物	0.92					0			0.92				0.92		0.92	0	0				

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。

今年度【令和8年度】目標

産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況																	
		①排出量 (t)	②自ら直接 再生利用した量 (t)	③自己直接埋立 処分又は海洋投 入処分した量(t)	④自ら中間処理した (t)	⑤④のうち 熱回収を行った量 (t)	⑥自ら中間処理 した後の残量 (t)	⑦自ら中間処理 により減量した量 (t)	⑧自ら中間処理 した後再生利用 した量 (t)	⑨自ら中間処理した ⑩埋立処分又は海 洋投入処分した量(t)	⑪直接及び自ら 自己処理した後の 処理委託量 (t)	(⑫= ①-②-③-④+⑥-⑧-⑨ =⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)					⑰優良認定処理業者 への処理委託量(t)	⑱+⑲ 自ら再生利用 を行った量(t)	⑳+㉑ 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量(t)
コード	名 称										⑫再生利用業者への 処理委託量(t)	⑬熱回収認定業者 への処理委託量(t)	⑭熱回収認定業者以外の 熱回収業者への処理委託量(t)	⑮その他の中間処 理委託量(t)	⑯埋立処分委託量(t)				
コード参照	産業廃棄物の種類	発生した産業廃棄物の 種類ごとの量	①の量のうち、中間 処理をせず直接自ら 再生利用した量	①の量のうち、中間 処理をせず自ら埋立 処分又は海洋投入 処分した量	①の量のうち、自ら 中間処理した産業 廃棄物の当該中間 処理前の量	④の量のうち熱回収 を行った量	自ら中間処理を行っ た後の量	④の量から⑥の量 を差し引いた量	⑥の量のうち、自ら 利用し、又は他人に 売却した量	⑥の量のうち、自ら 埋立処分及び海洋 投入処分した量	中間処理及び最終 処分を委託した量	⑬の量のうち、処理業者 への再生利用委託量 (⑬、⑬除く)	⑬の量のうち、認定熱回収 施設設置者である処理業者へ の焼却処理委託量	⑬の量のうち、認定熱回収施設 設置者以外の熱回収を行って いる処理業者への焼却 処理委託量	⑬の量のうち、委託 して破砕等の中間 処理した量(⑮～⑯ を除く)	⑬の量のうち、直接 委託して埋立て最 終処分した量	⑬の量のうち、優良 認定処理業者への 委託処理量	②の量と⑱の量を 合計したもの(自動 計算)	③の量と⑳の量を合 計したもの(自動計 算)
1	0220 ①無機性汚泥	907.57			907.57	272.27	635.30			272.27	112.77			112.77	159.51	112.77	0.00	0.00	
2	0400 ②廃酸	244.25					0.00			244.25				244.25		244.25	0.00	0.00	
3	0600 ③廃プラスチック	9.31					0.00			9.31				9.31		9.31	0.00	0.00	
4	0800 ④木くず	5.23					0.00			5.23	5.23			5.23		5.23	0.00	0.00	
5	0220 ⑤汚泥	2.85					0.00			2.85				2.85		2.85	0.00	0.00	
6	0220 ⑥汚泥	14.57					0.00			14.57	14.57			14.57		14.57	0.00	0.00	
7	0300 ⑦廃油	1.76					0.00			1.76				1.76		1.76	0.00	0.00	
8	0600 ⑧混合廃棄物	1.83					0.00			1.83				1.83		1.83	0.00	0.00	
9	2200 ⑨管理型混合廃棄物	0.87					0.00			0.87				0.87		0.87	0.00	0.00	

〔注1〕トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。